

明細書発行体制等について

個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。

なお、必要のない場合にはお申し出ください。

または領収証の発行とあわせて、明細書の発行を(公費負担医療受給者で医療費の自己負担がない方にも)無料で行っております。必要がない方はお申し出下さい。

または当院では医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書発行の際、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

明細書には使用した薬剤名や行われた検査名が記載されます。

明細書の発行を希望されない方は、受付へその旨をお申し出ください。

一般名処方加算について

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組み等を実施しております。後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方(※一般的な名称により処方箋を発行すること)を行う場合があります。

一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

※一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載することです。そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。

ご理解、ご協力をお願いいたします。

コンタクトレンズ検査料について

(1) 当院は、「コンタクトレンズ検査料 1」の施設基準に適合している旨、九州厚生局鹿児島事務所に届出を行っています。

(2) 初診料及び再診料 コンタクトレンズの装用を目的としている方で、当院に初めて受診した方は、初診料 291 点 を、当院で過去にコンタクトレンズ検査

料算定をしたことがある方は、再診料 75 点を算定いたします。

(3) コンタクトレンズ検査料 1

コンタクトレンズの装用を目的に眼科学的検査を行った場合は、200 点を算定いたします。

担当医 田中美紀

※厚生労働省が定める疾病等によっては、上記のコンタクトレンズ検査料ではなく、眼科学的検査料で算定する場合があります。

上記につき不明な点をご相談ください。